平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九七八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七七

別表第二昭和二十五年四月二日以後に生まれた者の項中「以後」を「から昭和二十六年四月一日までの間」に改め、同表に次のように加える。

昭和二十六年四月二日以後に生まれた者	一・三〇四

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第三十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

3　平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分の平成十三年統合法附則第三十一条、第三十八条及び第三十九条において規定する特例退職共済年金、特例退職年金及び特例減額退職年金の支給の停止については、なお従前の例による。

農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　安倍　晋三

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十一号

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項及び第三十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　平成三十年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの期間

第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる貨物であって、同項第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、平成二十九年十二月二十八日から平成三十年三月三十日までの期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

第三条第二項中「暫定不当廉売関税」を「不当廉売関税」に改め、同条第四項中「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。